


庁議付議事案書

開催・平成26年7月29日

所管部課	社会教育部社会教育課	部長	小 俣 学			
件 名	専決処分の報告について			区分		<input type="radio"/> 1審議事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項				
	部課機関					
1. 要 旨						
<p>平成26年2月14日(金)から15日(土)にかけて降った大雪により、(仮称)東大和郷土美術園に所在する樹木から張り出した枝に積もった雪が落下し、隣接する[REDACTED]に設置されたビニールハウスを破損させた物損事故について「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により市議会に報告したい。</p> <p>損害賠償額・445,500円</p>						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)						
平成26年2月14日(金)～15日(土) 事故発生						
平成26年7月 9日(水) 専決処分						
平成26年7月14日(月) 示談成立						
平成26年8月 賠償金の支払い(予定)						
3. 留意事項(問題点等)						
4. 主管部処理案(検討結果等)						
平成26年第3回東大和市議会定例会において報告したい。						
なお、賠償額については、全国市長会市民総合賠償補償保険により全額補てんされる。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。